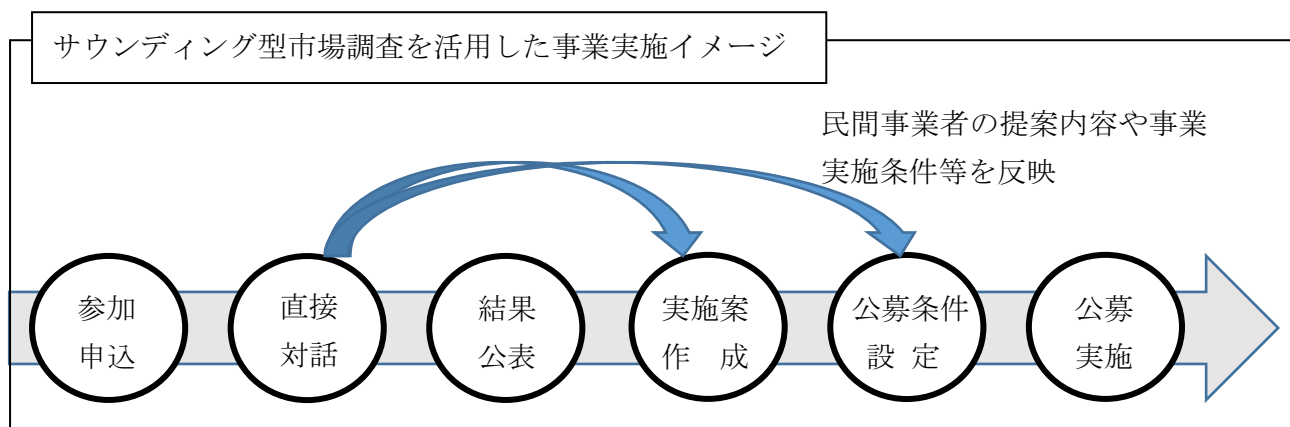


沼田市立小中学校トイレ洋式化に係るサウンディング型市場調査実施要領

1 市場調査の目的

市では沼田市立小中学校において、校舎のトイレ洋式化を実施することにより、児童・生徒の健康で快適な学校生活を確保することが必要であると考えております。

つきましては、効果的・効率的かつ早期に整備を実現するため、民間事業者の皆様との直接対話（サウンディング型市場調査）を実施します。



※サウンディング型市場調査は、案件の内容・公募条件等を決定する前段階で、公募により民間事業者の意向調査・直接対話を行い、当該案件のポテンシャルを最大限に高めるための諸条件の整理を行うものです。

サウンディング型市場調査の流れ	
実施要領公表	令和3年10月1日(金)
参加受付期間	令和3年10月1日(金)～令和3年10月8日(金) 17:15まで
対話の実施	令和3年10月13日(水)～令和3年10月19日(火)※土日は除く
結果の公表	令和3年10月下旬を予定

2 参加申込

参加を希望する場合は、ウェブページ記載のエントリーシートに必要事項を記入のうえ、期限内にEメールにより「サウンディング参加申込」と明記し提出ください。

【参加受付期間】 令和3年10月8日(金) 17:15まで

3 直接対話の実施(アイデア及びノウハウ保護のため、対話は個別に行います)

- (1) 日時 令和3年10月13日(水)～令和3年10月19日(火)※土日は除きます。
- (2) 時間 午前10時から午後4時までの間
(各法人30～60分程度、申込後個別に調整します。)
- (3) 場所 テラス沼田 会議室

(4) 対象者 事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ

4 対話結果公表(令和3年10月下旬予定)

- (1) サウンディングの実施結果について、概要を公表します。
- (2) 公表にあたっては、創意工夫・ノウハウを保護するため、参加事業者に内容確認・了承を得た後、ホームページに公開します。
- (3) 参加事業者の名称は公表対象としません。

5 市の考え方

(1) 事業内容

沼田市立小中学校校舎のトイレ洋式化を実施する。

(2) 整備手法

ア 教育環境において公平性を確保するため、可能な限り短期間での事業完了を目指し、デザインビルド(設計・施工一括発注)方式を検討しています。

イ トイレ洋式化にあたっては、設置費を考慮し、できる限り最小限となるよう効果的・効率的な整備手法の提案を求めます。

ウ 大規模改修工事を併せて検討しているため、5~10校程度の洋式化を想定しています。

6 学校施設の状況

- (1) 別紙令和2年度末小中学校トイレ洋式化の状況のとおり

7 対話内容

主に以下の項目について、ご回答いただける範囲で、ご意見・ご提案をお聞かせください。

併せて、当該事業の市場性や施設運営上の課題等、今後の公募に関連する事項や、公募条件において市に配慮して欲しいこと等があれば、ご意見をお聞かせください。

【対話のテーマ】

- (1) 学校トイレを改修するために必要な工事について

ア 和式から洋式便器等へ交換する工事

イ 便器等の設備、給排水設備、電気等の付帯設備の改修工事

ウ 床壁天井建具等の内装の改修工事

エ 間取りを変更する工事

オ その他トイレ改修に関連する工事

- (2) 学校トイレ洋式化のために必要な整備期間等について

ア 想定される工期(整備スケジュール)

- イ 学校の運営に配慮した施工方法
 - ウ 概算費用
 - エ トイレ数が増減した場合の対応
- (3) 整備手法及び総事業費の最小化について
- ア 可能な限り短期間で工事が完了できる効率的な整備手法
 - イ イニシャルコスト削減の方策・アイデア
 - ウ ランニングコスト削減の方策・アイデア
- (4) 公募条件等について
- ア 応募に向けて必要な検討期間(準備期間)
 - イ 応募において必要な資料(市から提供するもの)
 - ウ 参加資格(地元事業者の参入、共同事業者等の組成の考え方など)
 - エ 自由提案の考え方
 - オ 事業化にあたっての留意事項・懸念事項・リスク等
 - カ プロポーザル方式で発注した場合の提案書に対する評価基準
- (5) 事業実施全般に関する提案・課題・問題点について

8 留意事項

- (1) 本市場調査(対話)への参加実績は事業者選定における評価の対象とはなりません。
- (2) 対話内容は、今後導入に向けて検討する際の参考とさせていただきます。
- (3) 本市場調査(対話)の参加に要する費用は、参加事業者等の負担とします。
- (4) 後日、再度対話や文書照会をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。
- (5) 本市場調査(対話)の実施結果については、参加事業者に内容確認・了承を得た後、ホームページに公開します。(参加事業者の名称は公表対象としません。)
- (6) 提出資料を本市場調査(対話)以外の目的で使用したり外部に情報を漏らすことはありません。
- ※沼田市情報公開条例(平成10年沼田市条例第1号)に基づく開示請求等、いかなる事情においても開示しません。
- (7) 参加受付期間において、次の要件に該当している場合は、本市場調査(対話)に参加することができません。
- ・地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - ・会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行っている者
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
- (9) サウンディング調査は上記事項に該当しなければ、参加可能ですが、事業候補者の応募にあたっては、沼田市競争入札参加資格が必要です。

9 問い合わせ先

〒378-8501

群馬県沼田市下之町 888 番地

沼田市教育委員会 教育総務課

TEL 0278-23-21111(内線 3302)

Eメール kyoui-syom@city.numata.gunma.jp